

水産物通い容器研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、水産物通い容器研究会と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、水産物の生産・流通過程における通い容器の適用可能性を検討するための調査研究を行うとともに、通い容器を導入しようとする産地等の技術的支援を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本研究会は、主催者と会員をもって構成する。

(研究会主催者)

第4条 本研究会は、財団法人漁港漁場漁村技術研究所並びに社団法人海洋水産システム協会が共同で主催する。

(研究活動)

第5条 本研究会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 水産物生産・流通過程における通い容器の適用可能性と課題についての調査研究
・水産物の生産・流通過程における水産物用容器の使用状況調査、
・農産物等の通い容器の適用状況調査
- (2) 水産物の通い容器と運用システムの在り方についての調査研究
・水産物通い容器及び運用・管理システムについての検討
- (3) 通い容器を導入しようとする産地等の技術的支援

(研究活動期間)

第6条 本研究会の活動期間は、平成22年9月1日から平成23年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 本研究会の事務局は財団法人漁港漁場漁村技術研究所に置く。

第2章 会員

(会員資格)

第8条 本研究会は、自主的な調査研究を行い、研究会で積極的に発表する意志を有する者を会員とする。

(入会)

第9条 本研究会への入会は、所定の入会申込書を事務局に提出する。

(退会)

第 10 条 会員が本研究会を退会しようとするときは、書面によりその旨を事務局宛に届け出なければならない。

(会員名簿)

第 11 条 本研究会に会員名簿を備え、会員資格を取得したものがあるときには、これを名簿に記載し、会員資格を失ったときには、これを名簿から抹消する。

第 3 章 研究会

(研究会の開催)

第 12 条 本研究会は、1 ヶ月に 1 回を目途に定期的に会合を開催する。

(研究会の運営)

第 13 条 本研究会は、主催者及び会員の負担により運営する。

附則 (会則の有効期間)

この会則は、研究活動期間に有効とする。